

意見募集を実施した案からの修正箇所について

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

| 制定された案 | | | 意見募集時の案 | | |
|---|---|-------------------------------------|--|---|-------------------------------------|
| <p>○経済産業省令第 号</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。</p> <p>（略）</p> <p>（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件）</p> <p>第三条 法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度を生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあつては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。</p> | | | <p>○経済産業省令第 号</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十三条第一項<u>並びにフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）第一条</u>の規定に基づき、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。</p> <p>（略）</p> <p>（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件）</p> <p>第三条 <u>[略]</u></p> | | |
| 表 1 | | | 表 1 | | |
| エアコンデ | [略] | [略] | エアコンデ | [略] | [略] |
| ィショナー | 店舗・事務所用エアコンディショナー（第一種特定製品のうち、建築物において、店舗 | 六百台（ただし、中央方式エアコンディショナーのうち、遠心式の圧縮機を用 | ィショナー | 店舗・事務所用エアコンディショナー（第一種特定製品のうち、建築物において、店舗 | 六百台（ただし、中央方式エアコンディショナーのうち、遠心式の圧縮機を用 |

| | | | | | |
|-----|--|-------------------------------------|------------|--|--|
| | 、事務所等の用途に供する部分における空気調和を主たる目的とするエアコンディショナーであって、表二に掲げるもの以外のものをいう。) | いるもの場合は、一台。ビル用マルチエアコンディショナーの場合は、百台) | | 、事務所等の用途に供する部分における空気調和を主たる目的とするエアコンディショナーであって、表二に掲げるもの以外のものをいう。) | いるもの場合は、一台。ビル用マルチエアコンディショナーのうち、表二の五及び六に掲げるもの以外のもの場合は、百台) |
| | [略] | [略] | | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | <u>[略]</u> | <u>[略]</u> | <u>[略]</u> |
| | [略] | [略] | | <u>[略]</u> | <u>[略]</u> |
| | [略] | [略] | <u>[略]</u> | <u>[略]</u> | <u>[略]</u> |
| | [略] | [略] | <u>[略]</u> | <u>[略]</u> | <u>[略]</u> |
| [略] | [略] | [略] | (略) | | |
| | [略] | [略] | | | |
| [略] | [略] | [略] | | | |
| [略] | [略] | [略] | | | |

エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示

| 制定された案 | 意見募集時の案 |
|--|---|
| <p>○経済産業省告示第 号</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十二条第一項の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第五十号（エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項）の一部を次のように改正する。</p> | <p>○経済産業省告示第 号</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十二条第一項<u>及び第十四条</u>の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第五十号（エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項）の一部を次のように改正する。</p> |

| | | | | | | | |
|---|---|-----------|------|--|---|-----------|------|
| <p>(略)</p> <p>第一 環境影響度の目標値及び目標年度</p> <p>(略)</p> <p>2 店舗・事務所用エアコンディショナー</p> <p>規則第3条に規定する店舗・事務所用エアコンディショナー（以下単に「店舗・事務所用エアコンディショナー」という。）の製造業者等は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。</p> | | | | <p>(略)</p> <p>第一 環境影響度の目標値及び目標年度</p> <p>(略)</p> <p>2 店舗・事務所用エアコンディショナー</p> <p><u>(略)</u></p> | | | |
| 区分 | | 環境影響度の目標値 | 目標年度 | 区分 | | 環境影響度の目標値 | 目標年度 |
| 店舗・事務所用エアコンディショナー | [略] | [略] | [略] | 店舗・事務所用エアコンディショナー | [略] | [略] | [略] |
| | 四 ビル用マルチエアコンディショナー（分離型であって一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造 | 750 | 2025 | | 四 ビル用マルチエアコンディショナー（分離型であって一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造 | 750 | 2025 |

| | | | | | | | |
|-----|--|--|--|-----|--|--|--|
| | <p>のものうち、 室内機ごとに空 気の温度又は湿 度を調整するこ とができるもの 。)</p> | | | | <p>のものうち、 室内機ごとに空 気の温度又は湿 度を調整するこ とができるもの 。<u>のうち、規則 表二の五及び六 以外のもの</u></p> | | |
| (略) | | | | (略) | | | |